平成28年労第69号

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人(以下「請求人」という。)の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長(以下「監督署長」という。)が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)による療養補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、平成〇年〇月〇日、A所在の特定非営利活動法人B(以下「法人」という。)に雇用され、法人が運営する「C」において、観光事業に係るスタッフとして、観光促進のためのイベント企画等の業務に従事していた。

請求人によると、平成〇年〇月〇日、同僚からの嫌がらせを諭そうとしたところ、仲裁に入った別の同僚から暴行を受け、頚部及び頭部を負傷した(以下「本件災害」という。)として、同月〇日、D病院に受診し、「頚椎捻挫、両肩打撲」と診断された。

さらに、請求人は、本件災害が原因でうつ病を発病したとして、同月〇日、同 病院精神科を受診し、「気分変調症疑い」と診断された。

請求人は、精神障害を発病したのは業務上の事由によるものであるとして、監督署長に療養補償給付を請求したところ、監督署長は、請求人に発病した精神障害は業務上の事由によるものとは認められないとして、これを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官(以下「審査官」という。)に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

なお、監督署長は、本件災害による「頚椎捻挫及び両肩打撲」については、業 務上の事由による負傷であると認め、所定の保険給付を行っている。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争 点

本件の争点は、請求人に発病した精神障害が業務上の事由によるものであると認められるか否かにある。

第5 審查資料

(略)

- 第6 事実の認定及び判断
 - 1 当審査会の事実の認定

(略)

- 2 当審査会の判断
- (1)請求人に発病した精神障害の有無及び発病時期について、労働局地方労災医員協議会精神障害等専門部会(以下「専門部会」という。)は、平成〇年〇月〇日付け意見書において、請求人は、ICD-10診断ガイドラインに照らし、「F43.2 適応障害」(以下「本件疾病」という。)を発病していたものと判断され、その時期は平成〇年〇月〇日と判断する旨の意見を述べており、請求人の症状等に照らすと、当審査会としても、専門部会の意見は妥当であると判断する。
- (2) ところで、心理的負荷による精神障害の業務起因性の判断については、厚生 労働省労働基準局長が「心理的負荷による精神障害の認定基準について」(平成 23年12月26日付け基発1226第1号。以下「認定基準」という。)を策 定しており、当審査会としても、その取扱いを妥当なものであると考えること から、以下、認定基準に基づき検討する。
- (3)請求人の本件疾病発病前おおむね6か月間において、認定基準別表1「業務による心理的負荷評価表」(以下「認定基準別表1」という。)の「特別な出来事」に該当する出来事は認められない。
- (4) 請求人は、業務による心理的負荷となった出来事として、平成〇年〇月頃か

ら同年○月頃にかけて、①E主任は、挨拶と請求人の勤務態度に対する不満以外には、請求人に対して話しかけることがほとんどなくなり、同僚の前で罵倒したり、人事権をちらつかせて脅したりしたこと、②Fが仕事をまわしてくれないため、イベントでの動きに苦痛を感じたこと、③イベントでの売上金が合わないことに対し疑いをかけられたこと、④Fの意地悪による職務妨害を改善してもらおうと同人に伝えたとき、Gから暴行を加えられたこと、⑤暴行を加えたGから何ら謝罪の言葉もなく、失望感を感じたことなどを主張している。

ア ①について、請求人は、「入社して間もなく、E主任から人権侵害に遭う。」、「平成○年○月半ばからいじめが露骨に始まり、E主任は、『人事の決定権を持っている。』などと述べて、職員の前で、『大げさな叱責』を繰り返し行い、私が『ダメ人間』というレッテルを同僚に植え付けた。私は『やめてくれ。』と懇願したが、E主任は繰り返し叱責を行った。」旨述べている。

一方、H代表理事は、「請求人を採用後、スタッフ間でギグシャクしていた感じがあったのは確かである。」旨述べているところ、Fは、「E主任からは、主任としての指示はあったが、注意というよりは、優しいアドバイスという感じであった。E主任の接し方は、請求人に対しても他のスタッフに対しても差はなった。」、「E主任からの請求人に対する仕事上の注意は何度かあったが、請求人も、E主任が私たちに同じように注意しているところを見ている。」、「E主任は、注意するときに人格を否定するようなことはなかった。」旨述べている。

これらの申述からすると、請求人とE主任との間に業務をめぐる方針等について、客観的なトラブルがあったものとは認め難く、仮に当該出来事が、認定基準別表1の「上司とのトラブルがあった」(平均的な心理的負荷の強度「II」)に該当するとみても、業務指導の範囲内にとどまるものと認められるから、その心理的負荷の総合評価は「弱」であると判断する。

イ ②について、請求人は、「平成○年○月中旬頃から、E主任や同僚の女性スタッフから仕事を割り当てられなくなる。」「Fは、仕事を私だけにまわそうとせず、『仕事はありませんか。』と尋ねても、『ない。』との返事である。このため、私の職場での存在感が否定される心地になった。」、「Fは仕事を振ることがなく、あっても『私がします。』という一点張りであり、仕事を任せたくないという故意が露骨に見えてきた。」旨述べている。

一方、H代表理事は、「仕事が偏らないように割振表作成し、私が随時確認しているが、請求人にも仕事は割り振られていた。」旨述べるほか、「平成〇年〇月頃、請求人から仕事を割り振ってもらえないという相談を受けたので、他のスタッフに確認すると、『請求人に仕事を割り当てても、そういう仕事をするためにいるのではない。そのような仕事はできない。』と言って断られるとのことであった。」、「ミーテイングで仕事の分担を決めることにしたが、請求人は急に休んだりして1回くらいしか出席しなかった。」旨述べているところ、Gは、「ミーテイング等で仕事が偏らないように話し合って決めているので、請求人だけが仕事が少ないというようなことはなかった。請求人は、依頼した仕事をしなかったり、仕事を選り好みしており、仕事の仕方に疑問を感じることがあった。」旨述べ、Fは、「ミーテイングでは近いうちに開催されるイベントの進捗状況や分担などを決めていた。」、「請求人が『そのような仕事はできない。』などと言って断ることを見たことはないが、E主任からそのような発言があったという話は聞いたことがある。」旨述べている。

これらの申述からすると、請求人は自らが好む仕事が割り振られないことに不満を持っているにすぎず、請求人と上司や同僚との間において、仕事の割振りをめぐり客観的なトラブルがあったものとは認め難く、仮に当該出来事が、認定基準別表1の「上司とのトラブルがあった」及び「同僚とのトラブルがあった」(いずれも平均的な心理的負荷の強度「II」)に該当するとみても、その心理的負荷の総合評価は「弱」であると判断する。

ウ ③について、請求人は、「平成○年○月○日から同月○日のイベントで売場を任されたが、売上金と商品の数が合わないことが分かった。その後、コーヒー代やイベントで徴収したお金が帳簿と合わないため、お金の扱い方に対しあたかも疑っているような態度をFから示され、同年○月頃から、お金を扱う仕事をしないように仕向けられた。」、「コーヒーの代金が合わないという理由から、あたかも私がそのお金を横領したかのような態度をFから突き付けられた。」 旨述べている。

一方、H代表理事は、「平成〇年〇月〇日から同月〇日のイベントで請求人には販売を担当してもらったが、会計が合わなかった。合わない分は当法人で負担することにした。私は請求人を責めたりしていないし、他のスタッフも責めたりしていない。」、「合わなかった金額はそれほど多くなかった。不足

分を法人が負担したが、全体では黒字であった。」、「Fに確認したが、請求人を責めたりはしていないとのことだった。」旨述べ、Fは、「平成〇年〇月のイベントでは、会計が合わないことを私が請求人のせいにしていると勘違いしているようであった。」、「数百円合わなかったが、請求人に何か言ったり、責めたつもりはない。一緒に確認したときに、『合わないですね。』と言った言葉で、請求人は責められたと思ったのかもしれない。」、「請求人からは、『僕はもうお金には触れません。触らないことにしましたから。』と言われた。その後、請求人がコーヒーなどを売っても、当てつけのように私や他のスタッフへ直接お金を持ってくるようになった。」旨述べている。

これらの申述からすると、平成○年○月、イベントにおいて請求人は物品の販売を担当していたところ、売上金額が合わなかった事実が認められる。しかしながら、その不足額は数百円程度であって、当該不足額は法人が負担したが、全体としては黒字となり、法人経営にも大きな影響はなく、しかも、請求人は何らペナルティーも課せられず、責任を問われていないことからすると、当該出来事は、認定基準別表1の「会社の経営に影響するなどの重大な仕事上のミスをした」(平均的な心理的負荷の強度「Ⅲ」)に該当するものと認められるが、請求人のミスの程度は軽微なものであり、また、特段の事後対応を要したわけではないから、その心理的負荷の総合評価は「弱」であると判断する。

なお、請求人は、お金を扱う仕事をしないように仕向けられた旨主張しているが、その後の請求人の言動からすると、請求人自らお金を扱う仕事に従事することを避けているにすぎず、お金を扱う業務を割り当てられなくなったものとは認められないから、その主張を採用することはできない。

エ ④について、請求人は、「平成○年○月○日、Fの言動を諭していると、G は、『職場を乱すんじゃねぇ。お前は被害妄想者だ。』と罵声を浴びせるなり、一方的に暴行が加えた。」、「暴力はやめろという私の言葉を無視して、G は私をわざと壁にぶつけて引き倒している。」、「『暴力を振るうなら警察に届けるで。』と伝えても、暴力を続け、全治3週間の打撲とうつ病にり患した。」旨述べている。

一方、Gは、「請求人は、Fが出られないように前に立ち、正対した状態で Fに一方的に罵声を浴びせていた。」、「Fから請求人を遠ざけようと思い、『落 ち着いてください。』と言いながら、請求人の両腕か両肩のあたりを掴んで引き離そうとしたところもみ合いとなり、請求人を壁際まで押し付けたとき、請求人は勢い余って尻餅をつき、頭を壁にぶつけたようだった。」、「私は請求人を殴ったりしていない。請求人が私の手を振りほどこうとして力が入り、転倒してしまった。」旨述べ、Fは、「Gは、請求人の怒鳴り声を聞きつけて、私たちの間に入ってきて、なだめる感じで、『落ち着きましょう。』と仲裁に入ってくれた。」、「Gは、『落ち着いてください。』と声を掛けながら、請求人の両肩を両手で押すようにして事務室の壁の方へ請求人を押していった。」、「請求人はGの手を振りほどこうとして、もみ合いになったが、Gが請求人を壁際まで押し付けたとき、請求人が尻餅をつき、頭を壁にぶつけたようだった。」旨述べている。

これらの申述からすると、請求人とGはお互いにもみ合っているうち、請求人が尻餅をつくなどしたため、負傷したものであり、当該出来事は、認定基準別表1の「(重度の)病気やケガをした」(平均的な心理的負荷の強度「Ⅲ」)に該当するものと認められる。

そこで、本件災害による請求人の負傷の程度をみると、H医師が、平成〇年〇月〇日付け意見書において、頚椎捻挫及び両肩打撲であり、平成〇年〇月〇日に負傷し、一般的な頚椎捻挫の加療期間からみて、同月〇日に治ゆした旨の意見を述べ、D病院 I 医師も、同月〇日付け診断書において、頚椎捻挫、右母指捻挫及び頭部打撲であって、約3週間程度の加療を要する見込みである旨の意見を述べていることからすると、請求人の負傷は、長期の入院を要したり、重篤な後遺障害を残すようなものとは認められないから、本件災害による心理的負荷の総合評価は「弱」であると判断する。

なお、請求人は、一方的な暴力であり、わざと壁にぶつけて引き倒しているなどと述べ、認定基準別表1の「(ひどい)嫌がらせ、いじめ、又は暴行を受けた」(平均的な心理的負荷の強度「II」)に該当する旨主張しているが、本件災害は、Gが請求人とFとのトラブルを仲裁しようとしていたときに発生したものであり、Gが請求人に対し何らかの意図をもって殴る等の暴行に及んだものとはいい難く、請求人とGとがもみ合っているときに、いわば偶発的に生じたものとみるのが相当であって、さらに、G自身も不起訴処分になっていることも併せ鑑みると、Gの行為を違法な暴行とみることはできず、

その主張を採用することはできない。

- オ ⑤について、請求人は、「部下からの暴力、翌日、その暴力を引き起こした 同僚からの謝罪のなさによる失望感を抱いた。」旨述べているところ、H代表 理事は、「平成○年○月○日、請求人とGは出勤していたが、わだかまりなく していたように見え、事務室内もおかしな雰囲気ではなく、いつもと変わら ない感じだったので、ほっとした。」旨述べ、Gも、「当日、請求人は、午後 3時頃に帰ってきたが、何事もなかったかのように、罵声を浴びることもなく、普通に仕事の話をした。」、「翌日は、請求人と2人のだけの勤務だったが、普通に『おはよう。』とあいさつを交わしたと思う。」旨述べていることからすると、請求人が本件災害後のGの言動について不快感を抱いていたことはうかがわれるものの、請求人とGとの間には本件災害後の事情に関し客観的なトラブルがあったものとは認め難く、仮に当該出来事が、認定基準別表1の「同僚とのトラブルがあった」(平均的な心理的負荷の強度「Ⅱ」)に該当するとみても、その心理的負荷の総合評価は「弱」であると判断する。
- カ 以上からすると、業務による心理的負荷の総合評価が「弱」となる出来事が5つあるものの、恒常的な長時間労働も認められないことから、業務による心理的負荷の全体評価は「弱」であると判断する。
- (5) 請求人の業務以外の心理的負荷及び個体側要因については、特記すべき事項は認められない。
- (6) 請求人のその他の主張についても子細に検討したが、上記結論を左右するに 足りるものは見いだせなかった。
- 3 以上のとおり、請求人の業務による心理的負荷の全体評価は「弱」であり、請求人に発病した本件疾病は業務上の事由によるものであるとは認められないから、監督署長が請求人に対してした療養補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。